

岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）における住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 法第42条に規定する業務(以下「支援業務」という。)の実施に関する計画書（但し、次に掲げる事項を記載するものとする。）
 - ① 組織及び運営に関する事項
 - ② 支援業務の概要に関する事項
- (5) 役員の氏名、ふりがな、住所及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務内容が分かる書類
申請以前（申請年度の過去5年間に限る。）に行っている活動の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書面
- (7) 個人情報適正に取り扱う旨を証する書類（個人情報保護規定その他これに準ずるもの）
- (8) 申請者が法第42条第1号に規定する家賃債務の保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書類
- (9) 支援法人指定に関する誓約書（第25号様式又は第26号様式）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 知事は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行なうことを目的とする会社であって、県内の事務所で支援業務を行うことができるものから、法第40条の規定による申請書の提出があった場合は、別に定める審査基準に基づき審査を行い、同条各号の基準に適合すると認められるときは、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、申請者を支援法人として指定したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項により指定したときは、支援法人の名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を県のホームページに公開するとともに、支援法人が業務を行う区域の市町村の長に、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について（第2号の2様式）により通知するものとする。

4 知事は、法第40条の規定による申請があった場合において、申請者が同条各号の基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

5 知事は、前項の規定により申請者に通知したときは、第4条により意見聴取した岐阜県居住支援協議会に加入している団体等に第4号様式により通知するものとする。

(岐阜県居住支援協議会への意見聴取)

第4条 知事は、申請者から第2条に基づく申請書の提出があった場合は、岐阜県居住支援協議会に加入している団体及び申請者が支援業務を行おうとする区域の市町村長へ意見聴取を行うものとする。

(名称の変更等)

第5条 支援法人は、法第41条第2項の規定による変更を届け出る場合にあつては、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書(第5号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の届出があったときは、県のホームページに公開するとともに、支援法人が業務を行う区域の市町村の長に、第6号様式により通知するものとする。

(家賃債務保証業務の委託)

第6条 支援法人は、法第43条第1項の規定による認可を受ける場合にあつては、債務保証業務委託認可申請書(第7号様式)により知事に申請するものとする。

2 法第43条第1項の規定に基づく業務の委託先は、家賃債務保証業者登録規程(平成29年10月2日国土交通省告示第898号)により登録を受けた業者に限るものとする。

3 知事は、法第43条第1項による認可を行う場合にあつては、債務保証業務委託認可通知書(第8号様式)により、支援法人に通知するものとする。

4 知事は、法第43条第1項による認可を行わない場合にあつては、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書(第9号様式)により、支援法人に通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第7条 支援法人は、法第44条の規定による認可を受ける場合にあつては、債務保証業務規程(変更)認可申請書(第10号様式)により知事に申請するものとする。

2 前項の申請書に添付する債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)には次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 被保証人の資格
- (2) 保証の範囲
- (3) 保証の金額の合計額の最高限度
- (4) 1被保証人についての保証の金額の最高限度
- (5) 保証契約の締結及び変更に関する事項
- (6) 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- (7) 保証債務の弁済に関する事項
- (8) 求償権の行使方法及び償却に関する事項
- (9) 業務の委託に関する事項

3 知事は、法第44条第1項の規定による認可を行う場合にあつては、債務保証業務規程(変更)認可通知書(第11号様式)により、支援法人に通知するものとする。

4 知事は、法第44条第1項の規定による認可を行わない場合にあつては、債務保証業務規程(の変更)の認可を行わない旨の通知書(第12号様式)により、支援法人に通知するものとする。

(事業計画等の認可)

第8条 支援法人は、法第45条第1項の規定による認可を受ける場合にあつては、支援業務事業計画等(変更)認可申請書(第13号様式)に支援業務事業計画書(第14号様式)及び支援業務収支予算書(第15号様式)を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、法第45条第1項の規定による認可を行う場合にあつては、支援業務事業計画等(変更)認可書(第16号様式)により、支援法人に通知するものとする。

3 知事は、法第45条第1項の規定による認可を行わない場合にあつては、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書(第17号様式)により、支援法人に通知するものとする。

- 4 支援法人は、法第45条第2項による報告を行う場合にあつては、支援業務事業報告書等提出書（第18号様式）に、支援業務事業報告書（第19号様式）及び支援業務収支決算書（第20号様式）並びに貸借対照表を添付し、知事に提出しなければならない。

（支援法人の指定辞退）

- 第9条 支援法人は、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合にあつては、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（第21号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項による指定の辞退があつた場合にあつては、支援法人が業務を行っていた区域の市町村の長に、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定辞退について（第22号様式）により通知するものとする。

（指定の取消し等）

- 第10条 知事は、法第50条に基づき、支援法人の指定の取消しを行った場合にあつては、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（第23号様式）により通知するとともに、県のホームページにその旨を公開するものとする。
- 2 知事は、前項により指定を取消した場合にあつては、支援法人が業務を行っていた区域の市町村の長に、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取消しについて（第24号様式）により通知するものとする。

（その他）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。